

(三) 校内研修体制の充実を図り、研修の体系化に努めるとともに、研修計画を全体計画の中に位置づけた組織的な研修活動の推進に努める。

(四) 研究指定校の研究や、各種実践研究の成果を、校内の日常活動にとり入れ、校内研修の充実に努める。

七 進路指導の充実を図る

(一) 児童生徒一人一人の将来の進路を予測し、それに必要な能力の向上を図る指導目標を立て、教職員の共通理解を図り指導に努める。

(二) 進路指導計画は、全学部・学年が一貫した指導ができるよう作成するとともに、指導体制の充実に努める。

(三) 進路の選択にあたっては、保護者の理解を深めることにも留意し、障害の実態に適する多様な選択に努める。

(四) 福祉、医療機関や職業安定所、事業所等と緊密な連携のもとに、進路指導の充実に努める。

八 養護教育に対する地域社会の啓発を図る

(一) 全教職員の共通理解と協力のもとに、関係機関及び団体とも連携して、啓発活動に努める。

(二) 授業公開、学習発表会、作品展示会、運動会、交流活動等を通じて、地域社会の人々に障害児に対する正

しい理解を広めるよう啓発に努める。

九 教育施設、設備の整備を図る

(一) 教育効果を高めるため、教育施設設備の整備を図り、教育環境の適正な管理に努める。

(二) 災害事故防止の徹底について、教職員の協力体制及び関係機関との連携を期し、施設設備の適正な管理に努める。

各教科等指導の重点

一 指導計画の改善・実施に努める

(一) 学習指導要領に準拠し、障害の実態に基づく適切な計画の作成に努める。

(二) 基礎的、基本的事項を重視した指導計画の作成に努めるとともに、指導形態に創意工夫を加え、障害の実態に即した指導計画の適正化に努める。

二 学習指導の質的な改善・充実に努める

(一) 一人一人の障害の実態に応じた指導の実践的研究を推進し、毎時の指導目標を明確にして指導するように努める。

(二) 教科用図書や教材教具等の効果的な活用を図るとともに、児童生徒の

特性に応じた教材教具の創作研究をすすめる、その活用に努める。

(三) 一人一人の到達目標、指導内容を明確にした評価の適正化に努める。

(四) 指導結果の評価のみでなく、指導過程における努力や成果等についても適切に評価し、指導の改善に生かすように努める。

(五) 学習指導要領の趣旨にそった評価の意義・方法等について、教師の共通理解を図り、教育活動の充実に資する評価法の改善に努める。

三 社会的自立を目指す指導の強化を図る

(一) 児童生徒の観察や調査・検査の厳密な実施に基づく個人資料を整備し、実態を正しく把握し、障害の改善を図る指導の充実に努める。

(二) 学校、家庭、施設のあらゆる場面で日常生活の指導の機会とし、学校での指導が家庭、施設でも生かされ、施設での指導も学校で有効に取り入れられるよう、一貫した指導体制の確立に努める。

(三) 交流教育、職場実習、作業学習等の実践的学習の充実を図り、社会に参加する意欲を高め、協調性や責任感など、社会的自立に必要な資質の育成に努める。

四 道徳教育、生徒指導の充実に努める

(一) 学校の教育活動全体を通じて行うことを一層重視し、各教科及び特別活動との関連を明確にして指導を進めるようにする。

(二) 道徳指導については、特に生徒指導との関連を図り、教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めて、指導の充実を図る。

(三) 生徒指導についての教職員の共通理解を深め、全教職員が一体となって指導を推進するように努める。

(四) 児童生徒の心理特性を的確に把握し、指導内容・方法を工夫して、指導効果を高めるように努める。

(五) 家庭や施設、地域との連携を密にするとともに、啓発に努め、障害の実態に即した健全育成を図る。

五 健康の保持増進、安全な生活を守る習慣と態度の育成に努める

(一) 心身の健康状態の観察や調査を、計画的、継続的にすすめる、個人別の資料の整備に努め、その活用を図る。

(二) 体力の向上と、健康・安全の保持増進については、体育の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて、適切な実践がなされるように努める。

(三) 危険から身を守る方法について、具体的に指導するとともに、交通事故防止のための訓練や、安全な遊びの指導に努める。